

入会林野の近代化と今日的課題

松浦由射^{*}・飯山昌弘^{**}

平成10年6月26日受付

* 鳥取大学大学院農学研究科， **鳥取大学農学部經營管理学

Modernization of the Right of Common Forest and the Present Problem

Yui Matsuura^{*} and Masahiro Iiyama^{**}

**The Graduate School of Agricultural Science, Tottori University, Tottori 680-8553, Japan*

***Department of Farm Business Management, Faculty of Agriculture, Tottori University,
Tottori 680-8553, Japan*

This paper shows how the right of common forest has been modernized, what the present problem of the right of common forest is and what perspective should be taken concerning Japanese forestry today and in future.

(Received 26 June 1998)

*Key words : The Right of Common Forest, Modernization,
Future Perspective for the Right of Common Forest*

緒 言

入会権は「生ける法」としての慣習であり、世界のあらゆる地域に様々な形態のものが存在している。我が国にも古くからその風土に根ざした独自の「入会権」が存在している。

現在、我が国森林、林業は内外の経済情勢などの変動の中で厳しい環境下にある。そういう状況下では入会林野問題においても法律論ではなく実態論として入会地

の林業問題として考え、入会権の存在を前提としたうえで林野の収益機能、そして公益的機能を保護し、高めていくことが望まれている。

入会権は、一定の地域の住民が、一定の山林原野などにおいて、共同して収益をする慣習上の権利である。また、入会権は主として、農村住民の生活の基礎として発達してきたものであり、村落共同体の共同所有権および他人の土地における収益権である。我が国では、その自然条件を反映して、以下のような管理体制が築かれたと考えられている。①地域の気候によって水の蒸発散が異

なる山林を植林したり伐採したりという調整の結果が、水田耕作や生活そのものに必要な水量を確保しやすくさせ、そういう意味で環境管理がしやすかつた。②小規模水系単位の「入会集団」は、コミュニケーションを図るには適した規模であり、生活現場（自然）と密着した人単位の管理が行えた。③為政者も、これらの管理体制を保護・活用し、入会山野と水田稲作が一体となったシステムが成り立った[17]。

現代における「入会権」でも前近代性は残存せざるをえず、これが近代的な組織と異なるところであるといわれる。入会権は、民法のなかの「物権」に関する規定の中で2箇条に規定されている。民法第263条の「共有ノ性質ヲ有スル入会権ニ付テハ各地方ノ慣習ニ従フ」というものと、第294条の「共有ノ性質ヲ有セサル入会権ニ付テハ各地方ノ慣習ニ従フ」というものがそれである。民法は、前者の入会権については共有の規定を適用し、後者の入会権については地役権の規定を準用すると規定しているので、前者は「共有入会権」後者は「地役入会権」と呼ばれることがある。

共有入会権とは、入会権者である部落の人々が入会林野の土地を共同で所有している場合をいい、地役入会権とは入会林野の土地を入会権者以外の第三者が所有している場合をいうのであって、この二つの入会権は入会林野の土地を誰が所有しているかによって区分される[3]。

また、これら2箇条は、各地方の「慣習」に従うものであるという規定をしているのみで、現代における「入会権」の内容を知るにはやはり、まずその地方の慣行をよく調べなければ解明できないという特徴を有している。

慣習とは、それぞれの地方や部落のしきたりやおきてなどで決められている。民法の規定は、入会林野についての各部落の慣習に対して法律的な効力をみとめ、その慣習に基づいて入会林野を管理利用している事実を法律上の権利として認めているのである。入会林野の慣習は、文書にされているところもあるのだが、そうでないところもある。中身はその地方、部落において現に行われ、守られている事実、とりきめなどである。必ずしも昔からのしきたりであるわけではない。

また、入会権は各地方の慣習に従うことになっているので、入会権の具体的な内容は各地方、各部落の実情、慣習によって決められるとはいうものの、一定の部落に住む人々が共同で入会林野を管理し利用する権利であるという以上は当然そこに一定の共通性というものは存在するであろうし、その権利の内容が各地方各部落で千差万別ということは考えにくい。よって、各地方の慣習に従うとはいっても、定義づけを行うことは可能であろうと考えられている。例えば、入会権は一定の部落に住む

者だけが部落の慣習にしたがつてこれをもつことができる権利であり、個人がもつ権利ではなく「世帯」がもつ権利であり、登記されない、相続されない、自由に他人に売ったり譲ることはできない、とされる。これらは入会権の特色ないし制約である[4]。

入会林野近代化法の概況

林政は昭和30年頃から林業生産力を増進する目的で、部落有林野の合理的利用と農民の所得向上をはかる施策を打ち出し、昭和41年に入会林野等近代化法が制定された。本法は全5章30条からなり、さらに附則5項目を備えているが、その目的は「私権である入会林野又は財産区などの公権である旧慣使用林野である土地の農林業上の利用を増進するため、これらの土地に係わる権利関係の近代化を助長するための措置を定め、もって農林業経営の健全な発展に資する」[1]としている。

政府の本法案提案理由のなかでは「現在、入会林野などは200万haを超え、全国民有林面積の13%に及ぶ広大な面積を占めているが、これらの林野の利用状況は一般に粗放で、農山村村民の所得の向上に十分寄与していない。これら林野においては入会林野の慣習上の権利が存在し、その利用が旧来の慣習に制約されているためであって、農林業経営の健全な発展に役立たせるためには、このような権利関係の近代化が要請されている。そこで、入会権者が自主的かつ円満に近代化を実現し得るような助長措置を講ずることが必要である」[9]としている。

一般的に団体論の研究史上からは「国家と個人との中にありそれを結びつける団体」の必要性が存在している。また国家と個人の中間に位置する林野団体の存在の必要性を肯定するにしても、その場合、どんな団体形式が林野利用集団の内実を反映する形態と見てよいのか、あるいは形式と内実の適合を想定すること自体にどんな意味があるのかといった点を吟味しておく必要がある。入会林野近代化法では入会林野整備後の入会林野の利用形態についてはそのなかでなんら特別の定めをしていないが、整備後の問題、とくに経営形態選択の問題は整備そのものと事実上、密接に関係している。入会権は、かつてはある村（部落）に住む人々がそこで農業を営み、生活をして行くうえに必要な物資を得るために、一定のしきたりやきまりに基づいて林野を共同で管理し利用する権利であった。しかし、近代化法後には入会権の利用が必ずしも自給的、農業的なものに限らず、村（部落）に住む人々が、生活に必要な物資や現金を得るために、部落のしきたりやおきてにもとづいて林野を共同で管理

利用する権利となつたのである。入会集団が近代化法による整備を決意する理由・動機は、旧来よりも、より有利な経営形態への発展を希望することにある。したがつて、経営形態を類型化し、それぞれの経営形態の特徴、問題点について認識することが求められる[10]。

入会林野は部落住民が共同で所有するものであるが、「共有」にはどのような形態があるのかについてまとめておく。共有という言葉は、個人的な共有関係を意味する場合と、集団の共同所有一般を意味する場合とがある。個人的な共有は、単に二人以上の人人が一つの物や権利を所有しているという「個人的」な所有であるのに対し、集団の共同所有一般は、多数の者がある物や権利を「共同」で所有するというものである。共同所有一般には、個人的共有（民法上の共有）、入会的共有（総有）、組合的共有（合有）の三つがある。

個人的共有は共有者の間に、物や権利を共同で所有しているという以外に、何の関係もなく、共有者同士は見知らずの他人であってもかまわないのである。「民法上の共有」といわれ、この共有には全く団体的なつながりはない。共有者にはかならず持分があり、特別の事情や取り決めがない場合には各共有者の持分はみな等しいものと推定される。そしてその持分を自由に他人に譲ったり、売ったりすることができる。さらに、共有者は原則としていつでも共有している物を分割してくれ、と請求することができる。ただ、建物のように分割できないものであれば金銭にかえて分割することができるが、いつでも分割を要求されることは困るような場合には、共有者の間で分割禁止の特約をすることができる。ただし民法第256条に規定されるように、その期間が5年を越えることは許されない。更新によって期間を延長することはできが、更新期間は5年以内である。ただし、このことは森林については特例が認められている。森林法第186条により、共有の森林については分割禁止の特約がなくとも、持分の過半数の議決がなければ分割は認められない。ただし、この分割の請求は、分割の決議があつても必要な分だけ分割すればよいというものであつて、必ずしも全部を分割する必要はない。この個人的共有の権利は、農地の所有権を除いては、誰でも、どこに住んでいようと権利を持つことができる。

入会的共有とは、入会林野に対する部落民の共同所有の関係をいい、住民は各自その林野の共同所有権を持っているけれどもその権利は集団の管理統制のもとにおかれしており、その権利を自由に売ったり譲ったりできない。これらの集団の構成員が集団の統制のもとにもつ権利を総合的権利といい、入会林野における共同所有を総有といふ。入会的共有は、共有権が団体の統制におかれてい

ることから、個人的共有とはちがついろいろな制限が存在する。入会的共有では、分割を請求することも、自分の持分を売ったり譲ったりすることもできない。現在では入会的共有に持分がないとはいきれないが、入会的共有が団体的な共同所有である以上は、その共同所有者は団体構成員である間はもちろん、その団体の構成員でなくなつても、その持分の分割を請求することはできない。そして共同所有者と団体構成員の地位とは結びついていることから、団体構成員でなくなれば共同所有者でなくなり、共同所有権を失うことになるのである。

組合的共有とは、数人がある事業を営むために出資してつくった団体をいい、この場合に各組合員が出資した財産は組合員の共有財産であり同時に組合という団体の管理する財産である。各組合員には出資額に応じた持分が必ずあり、組合から脱退するときはその持分に応じた払戻しをうけることができる。ただ、組合員である間も、脱退するときも、共有財産の分割を請求することはできない。組合がついている間は分割請求すると、その組合の運営が不可能があるのは著しく困難になるからである。分割請求ができないから脱退のときに持分の払戻しを認めているのである。組合的共有においては組合員はその持分を自由に他人には譲れない。ただ、全組合員の承認があるときだけにこれを他人に譲ることができ、その時は持分を譲った者は共有持分を失い組合員でなくなり、譲り受けた方は共有者となり組合員となる。組合員すなわち共有者は、入会的共有のように必ず一定の地域に居住しなければならないという制約は原則として存在しない[7]。

入会林野解体後の入会地の類型化を行う。まず入会林野近代化法4条1項3号には「所有権または地上権、賃借権その他の使用及び収益をさせることを目的とする権利を取得」することを目的としているのであるから、整備によって必ずしも入会地盤所有権を取得しなくてもよいとする記載がある。共有の性質を有する入会地は入会権者の共同所有地であるから整備によって入会地盤の所有権（単独所有・共有を問わず）を取得するはずであり、したがつて所有権以外の権利を取得したものは共有の性質を有しない入会地であったものである。所有権ではなくて、地上権・賃貸借により用益する者も、わずかながら

（0.4%未満）存在する。所有権以外の権利のうち、賃貸借であるものはすべて市町村有のものであり、地上権であるものはそのほとんどが市町村または財産区有のものである。賃貸借によるものは市町村有入会地において採草放牧利用しているものを、入会権を消滅させ入会権者であった者が市町村有地たる採草放牧地に賃借権を設定したものであり、地上権によるものは、他人所有の入会

地に分収造林を行っていたものを、入会権を消滅させ入会権者を造林者として地盤所有者との間に地上権に基づく契約を行ったものである。もともと入会権に基づく分収造林は地盤所有者と入会権者の合意によって可能であるから、分収造林のために地上権設定を行うことを目的とした整備は必要ないと考えられている。

入会林野整備によって取得した所有権のなかで、整備後の経営形態を大別すると、個人単独所有は全面積のうち39%，共同所有は61%で、その共同所有としたもののうち75%は生産森林組合そのほか法人の所有地となっている。法人としての経営形態、個人経営形態および共有経営形態に分けることができる。法人としての経営形態には、森林組合法上の生産森林組合、農業協同組合法上の農事組合、商事会社である株式会社・合名会社・合資会社・有限会社がある。個人経営形態は、旧入会地を個人分割して個人ごとに経営するものである。共有経営は整備後、旧入会権者の共有地とし、共同で経営するものであり、共有名義で登記し、民法上の共有地として共同所有するという点においては個人分割に近く、共同で経営するという点では法人経営に近い、いわば両者の中間的なものである[11]。

実際には入会林野の土地所有が誰にあるのか、そしてその入会林野は共有の性質を有する入会林野であるのかについては実質的な判断をしなければならない。

実質的判断を行うにあたって注意が必要なのは、生産森林組合、農業生産法人（農地法第2条7項に規定する用件を備える農事組合法人・合名会社・合資会社・有限会社）所有名義となった入会林野である。生産森林組合や農業生産法人の所有名義になったものは入会林野でないと考えるのは正しくない。もっとも入会林野整備によって生産森林組合や農業生産法人を設立した場合には入会林野ではなくになっているが、入会林野整備に関係なく設立した場合には入会林野は消滅してはいない。これらの組合や法人はその構成員の持分出資によって設立されるのであるが、各入会権者がその持分権の持分を出資したのであるから入会林野ではなくなったという解釈をされることもあるが、本来集団的な権利である入会権を出資することができるのかが疑問である。かりに出資ができるとすれば、その出資を受けた組合や法人が入会権を有することになるが、これらの組合や法人は社団である法人でその構成員である部落住民とは別個の存在であるので、そのような社団が入会権を持つことはありえない。

以上のような入会林野についてどのような考え方があるのかをまとめると、第一に、それらの法人が法人らしい活動をせずに有名無実の場合には、会社や法人の所有となっているものは単に名義だけのことであり、実質は入

会権者の共同所有で法人の名義を借りていてるにすぎないという考え方。第二に、共有入会権者である住民が、土地所有権だけをそれらの法人に贈与し、入会権のうちの土地利用権は入会集団に残るという考え方である。それは住民共有の入会林野の土地所有権を市町村に贈与するのと同じ考え方であり、法人側が土地所有権を有し、住民側は利用権だけを有するような地役入会権といえるものである。第三には、出資などの設立行為に、各入会権者の入会権を消滅させるという意思表示があったとみる考え方がある。これはすべて会社や組合の経営計画に基づいて育林などの利用をするという組合員の意志がはつきりと確認される場合にだけいえることである[8]。

経営形態選択の問題点

経営形態を件数累計で多い順に並べると生産森林組合が約49%，個人経営が約33%，共有経営が約17%，その他の法人が約2%弱となっている。

生産森林組合は、初期において整備総件数比で約49%，面積比で約55%を占めていたのであるが、入会林野に対する意識の変化や法人的性格への不満が生じたために大きく減少してきた[12]。入会林野に対する意識の変化とは、過疎化、高齢化が進むことによる造林意識の低下であり、法人的性格への不満とは、法人経営をとったばかりに収益もないのに税負担がかさむ（入会集団が形式的にせよ生産森林組合になれば、地方税法51条以下、同12条以下により、収益のいかんを問わず法人としての道府県民税、市町村民税が賦課される[5]）ことや、形式的手段が繁雑であることから、解散してもとの入会集団に戻したい、という考えによるものである。経営の十分な合理化もなく権利関係の近代化を希望した理由の大部分は、登記と現状を一致させたいからであった。その他の理由に、行政庁の強力な指導があったという事実も存在する。

個人経営は完全な個人の私有地と化すのであるから、法律上の特別な問題が発生するということはないものである。個人経営志向が強いところでは、個人分割を選択するのであり、全国的にも急増している。このことは一般的に、農山村社会の急激な変貌、その結果としての村落共同体の結束の弛緩、個人単位の生活感情の增大、その現象の一つとしての入会林野に対する必要感の減退、一方では全国的規模における土地の財産化感覚の増大等の現象の結果であると思われる。

共有経営は、近代化法によって整備した後、整備した旧入会地を権利者の共有地として、記名共有の形で登記

し、維持・経営する形態である。入会の慣習を維持する意向の強いところでは共有経営を選択し、共同経営の実体を持つために法人類似の組織・規約などを定めるものが多い。任意組合と称するものなどであるが、この形態も増加傾向にある。最近の共有経営選択の理由には法人化に対する疑問によるものがある。整備の進行につれて生産森林組合などの法人が数多く設立されてきたのであったのだが、法人化後の運営が必ずしも楽なものではないことがだんだんと認識されたことが影響している。共有経営を選択する理由は、個人分割の形態にして旧入会山を解体することには反対であるが法人化は事務的に繁雑であり負担であるので、中間的な共有経営を選択しようというものが大半である。

ただし、共有経営にすることや入会の時代とは異なったしきみになる。入会時代にはその運営は全員一致によるものであったが、共有経営では共有者の過半数によるものになる。また、共有持分権は個人所有権と同様に、他の共有者の同意を要せずに売買・贈与あるいは担保権を設定するなどの処方行為を行うことができる。また、入会権は相続の対象にはならなかったのであるが、共有経営においては相続を契機とする権利の流動化も起こる可能性がある。そして、共有権では所有権と同様に、権利の実体と登記名義を一致させることが必要である。集団的経営としては法人のほうが簡明であるともいわれる[13]。

整備後には多くの入会地において選択された生産森林組合とはどのような形態のものであるのかについてまとめておく。生産森林組合は協同組合の一種とされ、昭和26年の森林法改正で創設された。組合員の範囲について、森林法上の原則をみると「組合員たる資格のあるものの加入を拒んだりあるいはこれを著しく困難ならしめる条件をつけることは許されず、加入希望者は出資金または加入金を納付して加入が認められる仕組み」[2]となっている。

基本的性格は、組合員の相互扶助を目的とする人的結合であるが、組合員の独立性はなくなり、組合自体が事業主体となる。したがって、森林組合のような個人に対する経費賦課はない。また組合の運営は一人一票による多数決である。

所有・経営・労働については、組合員の二分の一以上が常時従事し、組合員の総出資口数の過半数が常時従事者である組合員によりもたれる。常時従事者の三分の一以上は、組合員又は組合員と同一の世帯に属するものである。理事はすべて組合員でなければならず、森林組合のような員外理事は認められない。

事業の種類については、森林の経営およびこれに附帯

する事業を行うほか、環境緑化木又は食用きのこの生産、森林を利用して行う農業、それら事業の全部又は一部を行なうことができる。

組合員の資格については、組合の地区内の森林又は森林についての権利を組合に現物出資する個人、組合の地区内に住所を有する個人で林業を行うもの又はこれに従事するものである。ただし、現実には居住条件によって制限されていることが多いことを指摘することができる。

組合員の加入・脱退については、加入・脱退の自由という協同組合の原理に服するから、資格者であるかぎり組合は正当な理由がないのに加入を拒むことはできない。組合の承諾を得て引受出資口数に応じる金額の払込みをしたとき組合員となる。一定期間前に脱退を予告し、事業年度の終に脱退ができる。持ち分の払い戻しについて、明らかな算定基準はほとんどの場合存在しない。

組合員数は、五人以上とされ、五人未満となれば解散しなければならない。人的結合であることから、組合本来の姿としては組合員が多数となることを予想していないが、旧入会集団員の多数者により組合が設立されることを考慮して、森林組合の総代会の規定が準用されている。

組合の債権者に対する組合員の責任は、組合に対して出資額を限度とする有限の出資義務を負うことであって、組合の債権者に対して責任を負うことはない。

持分の譲渡については、組合の承認が必要である。譲渡が非組合員に対する場合には、加入の場合と同様、組合員の資格の点で制約を受けるものである[15]。

鳥取県鳥取市の百谷生産森林組合を例にとり、運営ならびに事業の内容についてみる。

当組合は、入会林野を対象にして設立されたものであり、昭和63年7月21日に、住民共有の生産森林組合としたものである。以前は分割によって利用していた持ち分と、一部の村共有地を現物出資により法人化した。

定款によると「この組合の組合員たる資格は現物出資した個人で、林業を行なうもの、またはこれに従事するもの」とされる。土地所有権の贈与による整備を行なつたため、土地所有権は入会集団のものである。

現在、組合員所有総林野面積は55haで、天然林が30ha、人工林が25haである。天然林は二次林であり伐採後30年から40年、人工林は10年から15年であり、伐期齢に達しているものはまだない。樹種は人工林の25haのうち20haがヒノキで、5haはスギである。組合員数総数は30名で、3名の村外在住の準組合員が含まれる。役員数は5名、事務員は6名である。

事業は現在全く行なわれておらず、また間伐材につい

ては、まだ保育中であるので現在の時点では生産されていないということであった。このことからも労働の内容については、人工林の拡大と作業道の手入れのみである。

次に当組合の問題点と思われる点についてみる。当組合の形態は組合的共有であるので、持ち分はあるが、分割請求はできず、持ち分の譲渡には制限がある。村外在住の準組合員が存在するのは彼らが脱退による払戻しを避けることを考えているのか、もしくは30年後の伐木をみこんで脱退を行わないかであろう。

また、行政庁の強力な指導により、定款マニュアルにそって法人化を行なったのであるが、名義が法人であっても法人らしい活動はせず、有名無実が実状である。法人化したことによる利点は現時点では存在しない。それどころか、収益がないにもかかわらず、税負担は重い。

また、全組合員が平等の権利を有するとされている点は、非生産組合的であるといえる。全組合員の中には階層の差もあれば職業の差もあるし、林野に対する考え方も無論異なる。にもかかわらず、それらは入会員といふことで平等の権利と平等の負担をもつのである。それは、組合が組合員の意志にしたがって行動しようとする場合、不統一を招きやすい素地を有する理由である。

そのうえ、旧入会林野からの慣習が基底であり、財産に対する請求権を放棄せしめるだけでなく脱退者に対して払込出資金を支払うことも行わないという点で、生産組合というよりは土地所有者組合化している。このままでは時間を経ることにより、資産が増加するにつれて閉鎖的特権的な集団となっていく可能性がある。

以上のことから、林業の経済的、技術的性質を基礎におく限り、本来の意味での生産組合は現実的には成立しがたいであろうと考えられる。入会林野を近代化して生産森林組合を作ることにより入会員の権利が明確化し、少しでも外部資金の導入がはかられるならばそれはそれで意義があろう。しかし生産的組合を成立させることそれ自体を目的にすべきではない。

入会林野の今日的課題

我が国の入会権は、その成り立ちから考えると、生活が自然に直接依存する形であることによって自然や資源の管理を行うというものであった。現在でも、様々な形態に変わってはいても基本的な入会権のあり方は変えることはできないものである。入会権の基本的な在り方は、各土地ごとの慣習により多種多様に規定されている。

入会権の多くは近代化法により解体され、林政のもとでその多くが生産森林組合などの共同所有権に変えられ

てきた。林政が近代化を推し進めようとしてきたことは、林業の生産効率を高めるという目的があったと考えられるが、問題はその推し進め方、さらには、我が国において林業がどのように位置づけられているのかということである。入会権の近代化というときに、林業生産性の向上のみを近代化であるとする考え方が存在したのであるが、このような考え方があまりにも狭い範囲での近代化の捉え方ではなかろうか。

ここでまず「近代化」の内容について考える。現在では一般的の動向として、西欧に生じた資本主義化をもって「近代化」の典型としていた研究史上のいわば通説に対し、ある地域の、ある経済条件の歴史的発展の差に応じて、種々の「近代的」な諸関係が成立するのではないかといった反省がなされている。入会林野の入会権を消滅させて近代的所有権に整理するといった考え方においてこの反省を吟味する必要性がある。たとえば入会権と近代的所有権（収益権）の同時併存は非近代的状態とみなされているが、同時に併存のうえで近代化を考えるという方向もあるのではないだろうか。法律論ではなく実態論として、林業問題として見るならば、入会権の存在を前提としたうえで収益機能を保護・推進せしめるということである。

それでは、なにをもって近代化の指標とするのだろうか。それは経済的には生産力の増大と公正な分配であり、社会的には個人による行動選択の拡大、政治的には広汎な人々の政治参加、思想・文化的には合理主義の貫徹などである。近代化という場合、ある限られた特定の社会（西欧社会）の、歴史過程の一現象を典型とし、どれだけそれに近づき得るかを目標とすることが近代化問題に答えるものではない。歴史のうえで種々の条件と相まって生じた種々の発展の型について、真に革新的な作用を生じたものを分離すること、そして資本主義的発展の過程の中でこのような型を理論上分析するという方向が、近代化という作業概念が前提とする問題意識である[16]。

外部資金の導入を図るために、あるいは技術水準の向上を図り林業の生産性を高めようと、生産森林組合などの形で法人化された林野では、現在収入が見込めない場合がほとんどであり、その上に重い税負担が課せられている。最近のように木材価格が低迷に留まらず価格低落さえみられるほど、情勢が厳しいにもかかわらず税務署は、税負担の軽減に取り組もうとしている。林業以外の場合、たとえばサラリーマンなどでは給与所得控除額の評価を変えることによって毎年とは行かなくても減税がはかれている。林業が昔のように材価が高く山持ちの業界が好景気のときは、税務署も税収を見込んで調査を行い正しい評価を行うであろうが、最近のように市場

が落ち込んだ状態では、正しい評価が行われずに「前年なみ」が一般化してしまうのである。このことは効率中心で進めがちな税務署の性質が問題化しているのである。

林業は他の産業とは再生産のサイクルが異なり、いつたん伐採すると次の伐期までは長いものでは植林後60年から70年もの歳月がかかるのである。この事からも林業だけでは生活が成り立たず、間伐などの手入れを行わない荒廃した林野が多くある。組合員ではあっても兼業化をしなければならず、高齢化の問題もある。

ひとまず今後の改善策として、負担となる税金について林野の評価を毎年の材価を反映して調査することにより、正しく評価するということが行われなければならない。また、林野の評価による増税・減税は必ずしも税法の改正を前提としない。山に関する税の場合には山に対する評価を変更するだけで実質増税にもなり、減税にもなるという。また伐期に満たないものや、条件の異なる山林の評価は困難であるという問題もある[6]。

この問題は、実態として様々な形態・慣習・再生産のサイクルのある入会林野などにおいて同じ条件の評価方法を用いることは公平であるかどうかということである。

「生ける法」としての慣習が支配的であり、各土地の慣習によって様々なことが定められる入会林野などは、その林野評価についても各土地ごとの評価を行うべきであると思われるが、実際には困難な課題である。

現在の入会林野の動向としては、百谷生産森林組合のように入会の慣習を維持したいと考える団体は共有経営を選択するものが多くなっている。その多くは個人的共有であるが、固定資産税のみで法人税までも負担しなくてよい。また、個人経営志向の団体は共有を行わない個人分割を選択するものが増えている。

近年では、林業の公益的機能や国土保全機能に対する認識も深まりつつあり、積極的に人間の生活環境、持続的な生存環境を形成するための環境創造という意識も一般化されつつある。今までの我が国の自然保護・環境保護は全国画一的で、伝統・文化、将来の人間の発展の潜在能力を維持・温存させるような地域に応じた計画が行われていなかつた。我が国の林業は、入会林野に多く見られるような、急峻で細分化された地形で零細な林業経営を行うという特徴を持つものが少なくない。鳥取県では、「千代川、天神川、日野川の3流域ごとに森林や林業、木材産業の現状を分析し、当該流域の特徴に応じた林業構造改善事業などの計画を行っている」[14]とのことであるが、鳥取市百谷生産森林組合のような地域であっても整備などは全く進んでいない。

現在、我が国の林業は、林野に公的資金を導入することの正当性の問題だけでなく、その多くの林野が、導入

をはかった資金について効果的に運用することが体質的に困難である、という問題もかかえているのである。

結論

我が国では、林業の不振から林野に対する投資意欲はなくなりつつある。その根底には工業国として発展してきた我が国では、農林業の産業としての価値が低いものであるとする考え方が一般に存在しているのであろう。農林業が本来どのような産業であるのかを問いただすことや、農林業に対する一般的な認識を正しいものにする必要があると思われる。

入会林野において権利を近代化することの意味は、ひとまず権利関係の整備によって公的資金の導入を行われやすくなるということであって、木材生産を向上させるということだけではない。林業を健康産業・文化産業としてとらえ、整備を行うことによって、維持していくという意味でとらえれば、たとえ現時点では実体を伴わない権利の近代化であっても長期的に見れば有効なものである。入会林野の近代化は、公的資金の導入をより行いやすくしたものであり、林野の多目的利用の可能性を広げるという意味で意義を持つのである。

引用文献

- 1) 法務大臣官房司法法制調査部：現行日本法規。東京（1949），p. 201
- 2) 百谷生産森林組合：百谷生産森林組合定款。鳥取（1988）
- 3) 中尾英俊：入会林野の法律問題。勁草書房、東京（1969），p. 51
- 4) 中尾英俊：前掲書，pp. 56-58
- 5) 中尾英俊：前掲書，pp. 90-97
- 6) 中尾英俊：前掲書，pp. 148-151
- 7) 中尾英俊：入会集団の団体的性格。西南学院大学法律論集、第二七巻第四号（1995）、p. 24
- 8) 農政ジャーナリストの会：森の再生を考える。農林統計協会、東京（1985），p. 20
- 9) 武井正臣，熊谷開作，黒木三郎，中尾英俊：林野入会権。一粒社、東京（1989），p. 13
- 10) 武井正臣，熊谷開作，黒木三郎，中尾英俊：前掲書，p. 110
- 11) 武井正臣，熊谷開作，黒木三郎，中尾英俊：前掲書，pp. 39-43

- 12) 武井正臣, 熊谷開作, 黒木三郎, 中尾英俊: 前掲書,
pp. 113-114
- 13) 武井正臣, 熊谷開作, 黒木三郎, 中尾英俊: 前掲書,
pp. 115-121
- 14) 鳥取県: 鳥取県林業統計. 平成8年度(平成7年版)、
p. 140
- 15) 筒井迪夫: 林野共同体の研究. 農木出版、東京
(1973), pp. 235-242
- 16) 筒井迪夫: 前掲書, pp. 183-184
- 17) 宇沢弘文, 茂木愛一郎: 社会的共通資本. 東京大学
出版社、東京(1969), p. 123